

サイバーセキュリティ戦略について

平成 27 年 9 月 4 日
閣 議 決 定

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、サイバーセキュリティ戦略を別冊のとおり定める。

サイバーセキュリティ戦略

平成 27 年 9 月 4 日

目次

1. 策定の趣旨	1
2. サイバー空間に係る認識	2
2.1. サイバー空間の恩恵	2
2.2. サイバー空間における脅威の深刻化	2
3. 目的	3
4. 基本原則	5
4.1. 情報の自由な流通の確保	5
4.2. 法の支配	5
4.3. 開放性	5
4.4. 自律性	6
4.5. 多様な主体の連携	6
5. 目的達成のための施策	7
5.1. 経済社会の活力の向上及び持続的発展	8
5.1.1 安全な IoT システムの創出	8
5.1.2 セキュリティマインドを持った企業経営の推進	11
5.1.3 セキュリティに係るビジネス環境の整備	12
5.2. 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現	15
5.2.1 国民・社会を守るための取組	15
5.2.2 重要インフラを守るための取組	18
5.2.3 政府機関を守るための取組	21
5.3. 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障	25
5.3.1 我が国の安全の確保	25
5.3.2 国際社会の平和・安定	27
5.3.3 世界各国との協力・連携	30
5.4. 横断的施策	33
5.4.1 研究開発の推進	33
5.4.2 人材の育成・確保	35
6. 推進体制	38
7. 今後の取組	40

5.2. 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現

昨今、サイバー空間に起因して、国民の個人情報や財産を始め、実生活に悪影響を及ぼす事例が頻繁に報告されており、被害が深刻化している。今後 IoT システム等の拡大やマイナンバー制度の運用開始など、サイバー空間を取り巻く環境がより一層大きく変化する中、国民が安全・安心に暮らせる社会を実現するためには、政府機関や地方公共団体、サイバー関連事業者、一般企業、そして国民一人一人に至るまで、関係する様々な主体において、多層的なサイバーセキュリティの確保が必要となる。

また、重要インフラや政府機関の機能やサービスは、それ自体が国民生活・経済社会活動を支える基盤となっており、支障が生じると国民の安全・安心に直接的かつ重大な悪影響が生じる可能性があり、対策に万全を期す必要がある。業務責任者（任務責任者）がシステム責任者（資産責任者）と重要インフラや政府機関の機能やサービスを全うするという観点からリスクを分析し、協議し、残存リスクの情報も添えて経営者層に対し提供し総合的な判断を受ける「機能保証（任務保証）」の考え方に基づく取組が必要である。

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとする国際的なビッグイベントに向けて、我が国は、国際的に大きな注目を集める一方で、悪意ある者の関心の対象ともなり、サイバー攻撃等のリスクの高まりも考えられる。我が国は、各関係主体が密に連携しつつ、国の威信を懸けて、集中的な対策を推進する。そして、そこから得られる知見やノウハウを、国民の安全・安心に資する財産として、将来にわたり持続・発展させていく。

こうした認識の下、サイバー空間の脅威に対応し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会を実現していくため、以下の取組を実施する。

5.2.1 国民・社会を守るための取組

国民・社会がサイバー空間に起因する脅威にさらされないようにするためにには、その利用環境が安全なものとなるよう、サイバー空間を構成する機器やサービスが安全かつ安定的に提供され続けることが不可欠である。さらに、利用者たる個人や企業・団体が、自ら進んで意識・リテラシーを高め、主体的に対策に取り組む努力も欠かすことはできない。加えて、サイバー空間における悪意ある振る舞い等の脅威を無効化するため、事後追跡・再発防止及び今後生じ得る犯罪・脅威への対策を積極的に強化していく必要がある。

(1) 安全・安心なサイバー空間の利用環境の構築

サイバー空間を構成する機器やネットワーク、アプリケーション等の各要素は、端